

市町村交付金に係る加算額算定基準

決定 令和3年2月25日

公益財団法人北海道市町村振興協会市町村交付金交付規程第4条の2に基づく加算額の算定基準は、次のとおりとする。

1 広報誌等による広報宣伝

市町村が、全国市町村振興協会が作成するサマージャンボ宝くじの広報素材や広報用フレーズを活用するなどして、6月下旬から宝くじ発売最終日までの間に、市町村が発行する広報誌等に販売促進に向けた広告を掲載した場合

1 市町村当たり、交付金に10万円を加算する。

2 特設売場の設置

市町村が、全国市町村振興協会が募集するサマージャンボ宝くじの「特設売場」に応募し、特設売場を設置した団体が、次のいずれの条件も満たす販売実績をあげた場合

- ① 販売実績の消化率（販売実績枚数÷申込枚数）が25%以上であること
- ② 販売枚数が500枚以上であること

1 市町村当たり、交付金に30万円を加算する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。